一般社団法人浦和歯科医師会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人浦和歯科医師会(以下「本会」という。) という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

(目的)

第3条 本会は、医道の高揚、歯科医学及び歯科医術の進歩発達、歯科医療の 普及並びに公衆衛生の向上に関する事業を行い、地域住民の健康な生活の確 保と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 医道高揚に関する事業
 - (2) 公衆衛生・歯科保健の研究と住民への普及啓発に関する事業
 - (3) 歯科医学・歯科医療の進歩発展と普及に関する事業
 - (4) 歯科医学教育の研究と整備に関する事業
 - (5) 歯科医師の研修に関する事業
 - (6) 児童、青少年の健全な育成に関する事業
 - (7) 歯科医療従事者の養成に関する事業
 - (8) 歯科医療関係者等の研修教育に関する事業
 - (9) 障害者及び高齢者に対する歯科医療の提供と社会保障及び社会福祉の充実 に関する事業
 - (10) 事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援に関する事業
 - (11) 会員の福祉・歯科医業の向上に関する事業
 - (12) 歯科医師会相互の連絡調整に関する事業
 - (13) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、さいたま市において行う。

第2章 会 員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、このうち正会員をもって一般社団法人

及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正 会 員 さいたま市の浦和区、南区、桜区、緑区及び岩槻区において 就業し、又は住所を有する歯科医師で本会の目的に賛同し入会した者。
- (2) 準 会 員 本会の事業に賛同し入会した者。
- 2 正会員及び準会員について必要な事項は総会で別に定める。

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、本会所定の申込書を会長に提出し、理事 会の承認を受けなければならない。

(会費等)

- 第7条 会員は、入会金、会費及び負担金を納入しなければならない。
- 2 入会金、会費及び負担金の額並びに納入方法は、社員総会(以下「総会」という。)で別に定める。

(会員の権利)

- 第8条 正会員は、本会の目的に関する研究又は調査の結果を本会に報告し、発表することができるとともに本会の事業に関し意見を述べることができる。
- 2 準会員は、本会の正会員としての権能を有しないが、総会又は学術講演会に 出席し、学術研究の結果を発表することができる。

(退 会)

第9条 会員は、本会所定の退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第10条 会員が、次の各号の一に該当するとき、理事会を経て総会において 総正会員の3分の2以上の決議を得て、その会員を除名することができる。
 - (1) 会費を1年以上納入しないとき。
 - (2) 歯科医師としての倫理に違背する行為を行ったこと等により、本会の名誉をき損したとき。
 - (3) 本会の設立の趣旨に違反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に当該総会の日から2週間前までにその旨を通知するとともに、当該会員に除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前項の規定により除名を決議されたときは、当該会員に対しその旨を通知する ものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格 を喪失する。

- (1)総正会員が同意したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。

(会費等の不返還)

第12条 第9条、第10条、及び第11条により本会の会員でなくなったものが、 既に納入した会費、負担金その他の金品は、これを返還しない。

第3章 総 会

(構成、議決権及び提案権)

- 第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
 - この総会を法人法上の社員総会とする。
- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 3 正会員の提案権については法の定めるところによる。

(権限)

- 第14条 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (種類及び開催)
- 第15条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を示し、総会招集の請求が会長にあったとき。

(招集)

- 第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、 会長が招集する。
- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、審議事項、及びその他法

令で定められた事項を記載した書面をもって、2週間前までに正会員に通知しなければならない。

(議長及び副議長)

第17条 総会の議長及び副議長各1名は、その総会において、出席した正会員の うちから選任する。

(定足数)

- 第18条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。 (決 議)
- 第19条 社員総会の決議は、出席した正会員の過半数をもって決する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正 会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4)解散
- (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の 決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定め る定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順 に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。このとき、得票数が同数 の場合は、くじで決める。

(書面議決等)

- 第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席した ものとみなす。

(議事録)

- 第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員の中から総会において選出された 議事録署名人2名以上が記名押印する。

(議決された事項等の報告)

- 第22条 会長は、総会において、議決又は承認された事項を会員に報告する。 (運営)
- 第23条 総会の運営に関し、この定款に定められた事項以外の必要な事項は

総会で別に定める。

第4章 役 員

(種類及び定数)

第24条 本会に、次の役員を置く。

理 事 3名以上16名以内

監 事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事を業務執行理事とする。(役員の選任)
- 第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち代表理事を会長とする。
- 4 業務執行理事の中から、副会長(3名以内)、専務理事(1名)を理事会の決議により選定する。
- 5 第1項の規定により、総会の決議で選任する理事及び監事の候補者の選出については、別に定める選出方法により候補者を選出する。

(理事の職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、 職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長の指示により会務を行う。また、会長に代わって代表理事に関する職務以外の会務を代理することができる。
- 4 専務理事は、会長の指示により会務を掌理する。
- 5 副会長及び専務理事以外の業務執行理事は、会長の指示により会務を分掌してその職務を行う。
- 6 会長及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査 報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及

び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

- 第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、 最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員を生じたときは、第25条の規定により補充する。
- 3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、法人法によって定められた定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(損害賠償責任の一部免除)

- 第29条 役員(役員であったものを含む)のこの法人に対する損害賠償責任は、法人法第112条の規定にかかわらず、法人法第111条第1項の責任について、役員(役員であったものを含む)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況、その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。
- 2 前項の理事会決議を行った場合、理事は遅滞なく、責任の原因となった事実の内容及び賠償の責任を負う額、免除することができる額の限度及びその算定の根拠、責任を免除すべき理由及び免除額、及び責任を免除することに異議ある場合には、1ヶ月以内に当該異議を述べるべき旨を全正会員に通知しなければならない。
- 3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく免除をしてはならない。 (役員の解任)
- 第30条 理事及び監事は総会の決議により解任することができる。 (役員の報酬等)
- 第31条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 理 事 会

(構成)

第32条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権能)

- 第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1)総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事、業務執行理事の選定及び解職
- 2 会長の選定については、理事会は、総会の決議により会長候補者を選出し、 理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(招集)

- 第34条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を 示した書面により、5日前までに、役員に対し通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 5 会長以外の理事は理事会の目的である事項を記載した書面をもって会長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 6 前項の請求があった日から5日以内に、請求があった日から2週間以内の日 を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をし た理事が招集することができる。
- 7 監事は会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事の中から互選されたものがこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理 事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではな

V10

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 会長が出席しないときは、出席した理事及び監事は、第1項の議事録に記名 押印する。

(運営)

第39条 理事会の運営に関し、法人法及びこの定款に定められた事項以外の必要な事項は総会で別に定める。

第6章 部及び委員会

(部)

- 第40条 第4条の事業を行うため、本会に任意の機関として部を置く。
- 2 部の設置及び構成は理事会が決定し、業務執行理事が部長となり理事会が指示した事業を行う。
- 3 部の種類、構成、権限、運営方法等に関して必要な事項は、総会が別に定める。

(委員会)

- 第41条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、理事会の諮問機関として委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、正会員のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の設置および運営等に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第7章 事 務 局

(事務局)

- 第42条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免し、その他の職員は、会長が任 免する。
- 4 事務局長その他職員の事務分掌、給与等について必要な事項は、理事会で別に 定める。

第8章 事業計画等、資産及び会計

(事業年度)

- 第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (事業計画及び収支予算)
- 第44条 本会の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始日の前日までに理事会の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情があるため、その承認を得られない場合には、その事業年度開始の日から3ヶ月以内に理事会の承認を得るものとする。
- 2 前項ただし書の場合において、理事会の承認を得るまでの間は、前事業年度 の収支予算に準じ執行する。
- 3 前項の規定により収支予算を執行した場合における収支は、新たに成立した 収支予算に基づくものとする。
- 4 会長は、第1項の事業計画書及び収支予算書を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。
- 5 会長は、理事会で承認された事業計画書及び収支予算書を、総会で報告しなければならない。
- 6 前各項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの 間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の 書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければなら ない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、 定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(会計原則等)

第46条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に

従うものとする。

2 会計に関し、この定款に定められた事項以外の必要な事項は総会で別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第49条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第50条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる 法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補 則

(委任)

第52条 この定款の施行について、定款に定めのない必要な事項については、 総会の決議を経て、規則で定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法 人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に 関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に 定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は桑原 栄とする。

3 この法人の移行の登記後最初の理事は、次に掲げる者とし、平成25年6月 の定時総会の終結の時までの任期とする。

> 代表理事桑原 栄 昇 業務執行理事 伊澤 同 木 村 憲 一 石 川 朋 伯 同 同 小谷野 俊 啓 同 小 田 尚 孝 同 諸星孝夫 宮 本 一 彦 同 荒川 厅 同 奥 村 元 彦 同 矢 尾 喜三郎 同 同 草地祥貴 今 村 忠 彦 同 髙 敏 嗣 同 同 徳山 毅 仁 同 長谷川

4 この法人の移行の登記後最初の監事は、次に掲げる者とする。

松本英和木村章夫

5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団 法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条 第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の 解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわら ず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度 の開始日とする。

附則

この定款の一部変更は、平成29年6月30日から施行する。